⑸　工期　31箇月間
⑹　使用する主な資機材　鋼材　約1,480ｔ
コンクリート　約2,700㎥　鉄筋　約260ｔ
⑺　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
⑻　本工事は、施工体制確認型総合評価方式の試行工事である。
⑼　本工事は、契約締結後に工事内容の変更について提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。
⑽　本工事は、入札手続を電子入札システムにより実施する対象工事である。なお、電子入札システムにより難い者は、契約担当役の承諾を得た場合に限り紙入札に変更することができる。
⑾　本工事は、直接工事費及び共通仮設費の一部について、見積もりの提出を求め、予定価格作成の為の参考とする「見積活用方式」の試行工事である。
⑿　本工事は、「入札時積算数量書活用方式」の試行工事である。

2　競争参加資格　次に掲げる条件を全て満たす３者を構成員とする特定建設工事共同企業体とし、かつ、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「当機構」という。）九州新幹線建設局長による当該工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた特定建設工事共同企業体とする。
⑴　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構契約事務規程（平成15年10月機構規程第78号）第４条又は第５条の規定に該当しない者であること。
⑵　「平成29・30年度工事競争参加資格確認者」のうち「当機構九州新幹線建設局管内建築」（以下「建築」という。）に係る競争参加資格の認定を受けていること。㈱会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当機構九州新幹線建設局が別に定める手続きに基づく競争参加資格の再認定を受けていること。
⑶　構成員のうち代表者は、建築に係る競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（以下「客観点数」という。）が1,450点以上の者であること。また、出資比率が第２位の構成員は、客観点数が1,200点以上の者であることとし、出資比率が最下位の構成員は、客観点数が1,000点以上1,200点未満の者とするが、佐賀県内に本店を置く者については客観点数950点以上1,200点未満の者とする。
⑷　構成員のうち代表者は、平成15年度以降に元請として完工（引渡し済みのものに限る。）した以下のアに掲げる工事の施工実績を有することとし、出資比率が第２位の構成員はイに掲げる工事、出資比率が最下位の構成員はウに掲げる工事の施工実績を有すること。
　ただし、当該施工実績が共同企業体構成員としての実績である場合には、代表者は出資比率が構成員中最大、その他の構成員は出資比率が10％以上のものに限る。また、当該施工実績が当機構（国鉄清算事業関係を除く。）が発注した工事である場合には、工事成績評定点が65点以上のものに限る。なお、工事成績評定点の通知を受けていない工事又は一部しゅん功し引渡し済みの工事も要件を満たす場合は施工実績とすることができるが、一部しゅん功し引渡し済みの工事の場合には、当該工事の主たる目的物を引渡していなければならない。
ア　鉄道駅本屋で延べ面積3,000㎡以上（旅客上家面積を含むことができる）の新築、増築又は改築工事
イ　延べ面積2,000㎡以上の建築物の新築、増築又は改築工事
ウ　延べ面積1,000㎡以上の建築物の新築、増築又は改築工事
⑸　当機構の施工実績がある場合は、当該工事種類における平成28年度及び平成29年度の当機構の工事成績が、２年連続で平均が60点未満でないこと。
⑹　工事全般の施工計画が適正であること。
⑺　全ての構成員は、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者（以下「配置予定技術者」という。）を当該工事に専任で配置できること。
ア　配置予定技術者は一級建築士、１級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
イ　構成員のうち代表者は、平成15年度以降に元請として完工（引渡し済みのものに限る。）した⑷のアに掲げる工事の施工経験を有することとし、その他の構成員は⑷のイに掲げる工事の施工経験を有すること。当該施工経験が共同企業体構成員としての経験である場合には、出資比率が10％以上のものに限る。
　ただし、出資比率が最下位の構成員（最下位の構成員が同率で複数の場合には、そのうちの１者に限る。）の配置予定技術者については、⑷に掲げる工事の施工経験を必ずしも必要としない。当該施工経験が当機構（国鉄清算事業関係を除く。）の発注した工事である場合には、工事成績評定点が65点以上のものに限る。なお、工事成績評定点の通知を受けていない工事又は一部しゅん功し、引渡し済みの工事も要件を満たす場合は施工経験とすることができるが、一部しゅん功し引渡し済みの工事の場合には、当該工事の主たる目的物を引渡していなければならない。
ウ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
⑻　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）提出期限の日から開札の時までの期間に、当機構九州新幹線建設局長から独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（平成15年10月機構規程第83号）に基づく指名停止を受けていないこと。
⑼　１⑵に示した工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本関係若しくは人的関係のある建設業者でないこと。
⑽　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
⑾　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、当機構公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
⑿　「工事全般の具体的な施工計画、工事目的物の性能、機能の向上及び社会的要請への対応に関する技術提案（以下「技術提案」という。）に係わる具体的な施工計画」が適正であること。「技術提案に係わる具体的な施工計画」の提出にあたって、入札説明書の別冊図面及び別冊仕様書に参考として示された図面及び仕様書等（以下「標準案」という。）と異なる施工方法（技術提案）で施工する場合の具体的な施工内容を示した施工計画書を提出すること。「技術提案に係わる具体的な施工計画」が適正と認められない場合に、標準案に基づいて施工する意思がある場合には、標準案による施工計画を併せて提出すること。また、標準案に基づいて施工しようとする場合には標準案による施工計画を提出すること。

3　総合評価に関する事項
⑴　入札の評価に関する基準　本工事の総合評価に関する評価項目は次のとおりとする。
ア　品質確保の実効性及び施工体制確保の確実性を評価する。
イ　工事全般の具体的な施工計画に関する技術提案について評価する。
ウ　工事目的物の性能、機能の向上に関する技術提案について評価する。
エ　社会的要請への対応に関する技術提案について評価する。なお、評価にあたってはその内容をヒアリングする場合がある。
⑵　総合評価の方法　価格及び提案に係わる総合評価は、標準点、施工体制評価点及び加算点の合計を当該入札参加者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。
ア　標準点　⑴に示す評価項目の提案が標準案の要求要件を満足する場合、標準点100点を与える。なお、標準案に基づく入札参加者には、標準点100点のみ与える。